



清水町キングフィッシャーズミニバスケットボールクラブ (KFS)

## 後援会 “翔和会” 会則

### 第1条 (名称)

この会は、清水町キングフィッシャーズミニバスケットボールクラブ (以下、KFS と称す) を母体とする後援会であり、その名称を“翔和会” (以下“翔和会” と称す)。

### 第2条 (事務局)

“翔和会”は、その事務局を会長宅に置く。

### 第3条 (目的)

“翔和会”は、清水町“KFS”活動の後援を主目的に、クラブ活動を通して在校生・卒団生の育成・人間形成に寄与する。また、卒団後もバスケットを目指す生徒・学生・OGへの施設・指導者を含めた良環境の構築を目指し、清水町内におけるバスケットの普及活動と発展を視野に、各種の立案・行動・支援を行うことも目的とする。

### 第4条 (事業・活動)

4-1: 遠征・交流試合・東海大会・全国大会参加に関わる支援

4-2: クラブ活動・育成に関わる支援

4-3: OG・卒団生に関わる支援

4-4: 会員相互の連絡・各種会議・各種会合・会員名簿・冊子・KFS 公式 WEB サイト、これらの運営・運用・管理

4-5: 清水町のバスケット環境整備・振興・発展に関わる支援

4-6: “KFS”関連グッズの紹介・販売の支援

### 第5条 (会員、会員資格)

“翔和会”の会員は、卒団生・卒団生保護者の有志と、“翔和会”の賛同・承認を得た有資格者で構成される。

### 第6条 (理事・理事会)

“翔和会”に、会員のなかから選任 (自薦・他薦問わず) された以下の理事を置き、同時に“翔和会”の活動・行動・指針を決定する機関となる“理事会”を構成するメンバーとする。また、理事会を“翔和会”の最高意思決定機関とし、会長は必要に応じ下記の専任理事以外のものを任命でき、各理事は適宜理事会を開催できるものとする。

○顧問	1名	○会長	1名	○理事長	1名	○副理事	1~2名
○事務局	1名	○総務	1名	○会計	1名	○会計監査	1名
○広報	1名	○理事	若干名				

なお、各年度の理事会名簿を“翔和会”会則に資料として添付するとともに当該名簿に変更が生じた場合、理事会は随時更新し名簿を差し替えるものとする。

## 第7条 職務

7-1：会長は“翔和会”を代表し、会務を統括する。

7-2：理事長は、理事会を代表し、会務を統括する。

7-2：副理事長は会長・理事長を補佐し、会長・理事長不在時の際はその職務を代行する。

7-3：理事会事務局は“翔和会”の運営に関わる会計以外の職務を担当する。

7-4：総務は事務局を補佐し、“翔和会”の運営に関わる会計以外の職務を担当する。

7-5：広報は“翔和会”の活動案内、KFS公式WEBサイトの運営管理を担当する。

7-6：会計は“翔和会”の会計を担当する。

7-7：会計監査は“翔和会”の会計が適正かどうか監査する。

## 第8条（任期）

各理事の任期は毎年4月1日から1ヵ年とする。但し、継続して上記第5条に規定する“翔和会”会員の有資格者については、他理事の同意をもってその再任を妨げないものとする。

## 第9条（会計及び会計監査）

“翔和会”の経費は会員からの有志会費をもって支弁する。

9-1：会費を1口 1,000円とする。

9-2：会計年度は毎年4月1日より始まり翌年3月31日に終了とする。

9-3：会計は、毎年3月末日までに年度の現金収支を作成し、総会にてその報告を行うものとする。また、上記第4条に掲げた“翔和会”運営活動に関わる諸費用が発生した場合、会計はその都度領収書と引き換えに精算処理する。

9-4：会計監査は、毎年4月に会計収支報告を監査・承認する。

## 第10条（総会）

年に1回総会を開催し、会長がこれを招集する。また必要に応じ臨時総会を開催することができる。

## 第11条（雑則）

当該“翔和会”の運営に伴う細則は、理事会の賛同をもって会長が定める。

## 第12条（会則の修正及び変更等）

本会則に係る内容の変更・追記及び訂正等は、理事会並びに会員の過半数の賛同をもって決定する。

## 附則

この会則は、平成22年6月1日より施行する。